

厚生労働省告示第三百八十一号
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項
 第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生
 労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。
 平成二十八年十月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項
 第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限 期間
医療施設運営費等補助 金 中毒情報基盤整備事業 費補助金 医療関係者養成確保対 策費等補助金 医療関係者研修費等補 助金 臨床研修費等補助金 地域診療情報連携推進 費補助金 独立行政法人国立病院 機構施設整備費補助金 国立研究開発法人国立 循環器病研究センター 施設整備費補助金 国立研究開発法人国立 精神・神経医療研究セ ンター施設整備費補助 金 国立研究開発法人国立 国際医療研究センター 施設整備費補助金 国立研究開発法人国立 成育医療研究センター 施設整備費補助金 国立研究開発法人国立 長寿医療研究センター 施設整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンク リート造又は鉄 筋コンクリート 造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学 校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映 画館用又は舞踏場用のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用 、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの その他のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映 画館用又は舞踏場用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用 、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの	五〇年 四七年 四一年 三九年 三九年 三八年 三八年 三一年 三八年 二四年 三八年 四一年 三八年 三八年 三六年 三八年 三四年 三〇年 二二年

結核研究所補助金				
政府開発援助結核研究所補助金				
疾病予防対策事業費等補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三八年 三四年 三一年	
予防接種対策費補助金				
ハンセン病療養所費補助金				
厚生労働科学研究費補助金				
難病等情報提供事業費補助金				
移植対策事業費補助金				
原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金				
放射線影響研究所補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	三〇年 二七年 二五年	
老人保健事業推進費等補助金				
医薬品等審査迅速化事業費補助金				
医薬品等健康被害対策事業費補助金				
医薬品副作用等被害救済事務費等補助金				
血液確保事業等補助金				
医療施設等災害復旧費補助金				
医療提供体制推進事業費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 発電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二二年 一九年 一九年	
医療施設等設備整備費補助金				
後期高齢者医療制度事業費補助金				

高年齢者就業機会確保 事業費等補助金 児童福祉事業対策費等 補助金 婦人保護事業費補助金 保育対策事業費補助金 民間社会福祉事業助成 費補助金 科学試験研究費補助金 母子保健衛生費補助金 在宅福祉事業費補助金 子ども・子育て支援対 策推進事業費補助金 母子家庭等対策費補助 金 子育て支援事業設備等 復旧支援事業費補助金 児童健全育成対策費補 助金 社会福祉施設等災害復 旧費補助金 日本赤十字社救護業務 費等補助金 生活困窮者就労準備支 援事業費等補助金 地方改善事業費補助金 遺族及留守家族等援護 活動費補助金 地域生活支援事業費補 助金 身体障害者体育等振興 費補助金 児童保護費等補助金 身体障害者福祉費補助	建物附 属設備		応急仮設住宅	蓄電池電源設備 その他のもの	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 二キロワット以下のものに 限る。） その他のもの	エレベーター エスカレーター	消火、排煙又は 災害報知設備及 び格納式避難設 備	エヤーカーテン 又はドア自動 開閉設備	アーケード又は 日よけ設備	可動間仕切り	前掲のもの以外 のもの	発電用又は送配 電用のもの	構築物
	電気設備（照明 設備を含む。）	給排水又は衛生 設備及びガス設 備											
			二年										
			一五年 六年										
			一五年										
			一三年										
			一五年										
			一七年 一五年										
			八年										
			一二年										
			一五年 八年										
			一五年 三年										
			一八年 一〇年										
			三〇年										
			五七年										
			四一年										
			二五年										
			三六年										
			五〇年										
			四二年										
			一五年										
			三〇年										
			二〇年										
			三〇年										

金	社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金	障害者総合支援事業費補助金	精神保健対策費補助金	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金	地方改善施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	年金生活者支援給付金支給準備国民健康保険中央会補助金	高齢者福祉推進事業費補助金	高齢者社会活動支援事業費補助金	介護保険事業費補助金	介護保険災害臨時特例補助金	介護施設等復旧支援事業費等補助金	政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	厚生労働行政推進調査事業費補助金	保健衛生医療調査等推進事業費補助金	医療研究開発推進事業費補助金
---	--------------------	---------------	------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------	-----------------	----------------------------	---------------	-----------------	------------	---------------	------------------	----------------------	------------------	-------------------	----------------

又はコンクリート造	コンクリート造又はコンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	舗装道路及び舗装路面	園	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	主としてコンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇年	六〇年 五〇年 三五年 六〇年	一〇年 一五年 一〇年 三年	二〇年 七年	一〇年 一四年 一七年 一八年	三〇年 一五年 一〇年 三〇年	三〇年 三〇年 一五年 四五年 三〇年	一〇年 二〇年	二五年
-----------	--------------------------------	--------------------------------------	------------	---	---------	--	---	---	---	--------------------------------	-----	--------------------------	-------------------------	-----------	--------------------------	--------------------------	---------------------------------	------------	-----

備費補助金	船舶	掲のものを除く。	水そう及び引湯管	一〇年
中小企業雇用安定事業費等補助金		水道用のもの	飼育場	一五年
雇用開発支援事業費等補助金		取水設備	その他のもの	七〇年
産業雇用安定センター補助金	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	導水設備	四〇年	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	浄水設備	五〇年	
職業能力開発校設備整備費等補助金	前掲のもの以外	配水設備	六〇年	
技能向上対策費補助金	その他のもの	橋りよう	六〇年	
児童育成事業費補助金	主として木造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	四八年	
子育て支援対策費補助金	その他のもの	鉄骨造のもの	一八年	
感染症予防事業費等負担金	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造又はレンガ造のもの	木造のもの	八〇年	
原爆被爆者介護手当等負担金	コンクリート造又はレンガ造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	五〇年	
全国健康保険協会事務費負担金	石造のもの	金属造のもの	四〇年	
国民健康保険組合事務費負担金	金属造のもの	木造のもの	五〇年	
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	木造のもの	その他のもの	四五年	
児童保護費負担金	その他のもの	その他のもの	一五年	
婦人保護事業費負担金	その他のもの	その他のもの	五〇年	
婦人相談所運営費負担金	その他のもの	その他のもの	一〇年	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	その他のもの	その他のもの	一〇年	
災害救助費等負担金	その他のもの	その他のもの	一〇年	
身体障害者保護費負担金	その他のもの	その他のもの	一〇年	

障害児入所給付費等負担金	項に掲げるものを除く。）	九年
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七年
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金	その他のもの 鋼船 木船 その他のもの	一二年 五年八年
国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金	航空機	五年
国民健康保険財政調整交付金	車両及び運搬具	五年
職業転換訓練費交付金	特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）	四年 五年
離職者等職業訓練費交付金	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	四年 五年
港湾労働者派遣事業等交付金	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三年 四年
病床転換助成事業交付金	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） その他のもの	三年 四年 五年 四年 五年 二年 四年
後期高齢者医療財政調整交付金	乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	四年
地域自殺対策強化交付金	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信のもの その他のもの	四年 四年 五年 五年 六年
年金生活者支援給付金支給準備日本年金機構事務取扱交付金	前掲のもの以外 のもの	四年
地域介護・福祉空間整備推進交付金		
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		
育児休業労働者等支援交付金		
介護労働者雇用改善援助事業等交付金		

短時間労働者雇用管理 改善等事業交付金	地域支援事業交付金	次世代育成支援対策施 設整備交付金	子育て支援交付金	特定B型肝炎ウイルス 感染者給付金等支給業 務費交付金	社会事業学校等経営委 託費	身体障害者福祉促進事 業委託費	衛生関係指導者養成等 委託費（医務衛生関係 指導者養成等委託のう ち救急医療施設医師研 修会の委託に係るもの を除く。）	遺族及留守家族等援護 事務委託費（昭和館運 営委託に係るものに限 る。）	国連・障害者の十年記 念施設運営委託費	医療提供体制施設整備 交付金	介護従事者処遇改善臨 時特例交付金	福島再生加速化交付金	年金生活者支援給付金 支給準備市町村事務取 扱交付金	生活基盤施設耐震化等 交付金	保育所等整備交付金
工具															
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）															
治具及び取付工具															
型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具															
切削工具															
金属製柱及びカッペ															
前掲のもの以外のもの															
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）															
二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの フォークリフト トロツコ 金属製のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの															
プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型 その他のもの															
白金ノズル その他のもの															
事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベツト 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器															
一五年 三年															
一五年 三年															
二年															
二年 三年															
三年															
五年															
四年 七年 三年 五年 四年 四年 七年 二年 三年															

<p>看板及び広告器具</p>	<p>光学機器及び写真製作機器</p>	<p>時計、試験機器及び測定機器</p>	<p>事務機器及び通信機器</p>	
<p>看板 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器</p>	<p>時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。） 金銭登録機、タイムレコーダー その他のこれらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>	<p>電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前 その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>一〇年 五年</p> <p>二年 三年</p>	<p>二年 五年 八年</p>	<p>一〇年 五年 五年</p>	<p>一〇年 六年</p> <p>六年 五年 五年 五年 五年 五年 四年 五年</p> <p>三年 五年</p>	<p>一五年 八年</p> <p>一五年 八年</p> <p>二年 五年</p> <p>三年 六年</p> <p>三年 四年 六年</p>

生物	<p>又は演劇用具 又は演劇用具 又は演劇用具 又は演劇用具</p>	<p>医療機器</p>	<p>器 美容又は美容機</p>	<p>容器及び金庫</p>
<p>植物 貸付業用のもの</p>	<p>たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しよぎ、まあじゃんその他 の遊戯具 スポーツ具 どんちよう及び幕 衣しよ、かつら、小道具及び大 道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しよ交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分 を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を 使用する機器 移動式のもの、救急医療用の もの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>美容又は美容機</p>	<p>ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の 容器 大型コンテナー（長さが六メー トル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの</p>
<p>二年</p>	<p>一〇年 五年 二年 五年 三年 五年 二年 八年</p>	<p>一〇年 三年 六年 四年 八年 六年 七年 六年 六年 七年 五年 四年</p>	<p>五年</p>	<p>二〇年 五年 二年 三年 七年 一〇年 八年 六年</p>

								機械及び装置														
化学工業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	家具又は装備品製造業用設備	木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備	繊維工業用設備	飲料・たばこ・飼料製造業用設備	食料品製造業用設備	前掲のもの以外														
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備				炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備			映画フィルム（スライドを含む。） 、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	動物 魚類 鳥類 その他のもの	一五年	二年	二年	三年	三年	三年	五年	五年	五年	五年	八年	四年	二年
五年 四年 五年	一〇年 一〇年 三年 七年 四年	一二年	一一年	八年	七年 七年 三年	一〇年	一〇年	一〇年 五年 五年 五年 五年 三年 三年 二年 二年	一五年	二年	二年	三年	三年	三年	五年	五年	五年	五年	五年	八年	四年	二年

はん用機械器具 (はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品 並びに機械及び 装置に組み込み 、又は取り付け ることによりそ の用に供される ものをいう。以 下同じ) 製造業 用設備 (電子部	石油製品又は石 炭製品製造業用 設備	プラスチック製 品製造業用設備 (他の号に掲げ るものを除く。)	ゴム製品製造業 用設備	なめし革、なめ し革製品又は毛 皮製造業用設備	窯業又は土石製 品製造業用設備	鉄鋼業用設備	非鉄金属製造業 用設備	金属製品製造業 用設備	はん用機械器具 (はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品 並びに機械及び 装置に組み込み 、又は取り付け ることによりそ の用に供される ものをいう。以 下同じ) 製造業 用設備 (電子部
						表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業 又は鉄スクラップ加工処理業用設 備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェ ロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製 造業用設備 その他の設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及 び金属製ネームプレート製造業用 設備 その他の設備	
	七年	八年	九年	九年	九年	五年 一九 四年	一 一年 七年	一 〇 六年	五年 五年 八年

<p>電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備</p>	<p>生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具（業務用設備又はサービス用の生産のもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）</p>	<p>品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。）</p>
<p>業務用機械器具（業務用又はサービス用の生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）</p>	<p>金属加工機械製造設備 その他の設備</p>	<p>一二年 九年</p>
<p>光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備</p>	<p>プリント配線基板製造設備</p>	<p>六年 六年</p>
<p>フラットパネルディスプレイ、半</p>	<p>製造設備</p>	<p>七年</p>

ガス業用設備	電気業用設備	総合工事業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	水産養殖業用設備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	その他の製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備	
製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器	電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備									導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備
一〇年 一三年 一三年 一二年	一七年 一五年 二二年 一八年 一五年	六年	三年 六年 一二年 六年	五年	五年	五年	七年	九年	九年	八年	七年	五年 八年

洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	熱供給業用設備	その他の設備
			計量証明業用設備 その他の設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		石油又は液化石油ガス卸売用設備 （貯そうを除く。） その他の設備					自動改札装置 その他の設備					その他の設備 主として金属製のもの その他のもの
一三年	八年	一〇年	一四年 八年	一七年 八年	九年	一三年 八年	一〇年	一〇年	一二年	一二年	一二年 五年 八年	六年	九年	一七年	一七年 八年	一五年

無形減価償却資産																				
ソフトウェア	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	水道用設備						その他のサービス業用設備	自動車整備業用設備	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	娯楽業用設備			その他の生活関連サービス業用設備						
複製して販売するための原本 その他のもの 開発研究用のもの その他のもの	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの 開発研究用のもの その他のもの	電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他のもの ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 計量器 量水器 その他のもの 荷役設備 修繕検査設備 その他のもの 主として金属製のもの 主として木造のもの						教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの			映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの									
三年 三年 五年	一〇年 一七年 四年 八年	一八年	一七年	一五年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一二年	一五年	一七年 八年 五年	一七年 八年 一三年 七年 一一年	六年